令和元年 12 月 3 日

鶴舞中央図書館長 様

名古屋市図書館協議会
会長　千田　伸子

図書館利用者の安全安心を守るための徹底した対応について（意見書）

令和元年 10 月 30 日に開催した令和元年度第 2 回名古屋市図書館協議会において、緑図書館で起こった盗撮機設置事件とその後の対応について協議を行いました。この協議については、傍聴者から公開での協議を希望する声がありましたが、有意義な議論を行うには公開されていない捜査情報や個人情報等についても質問を行い、問題を明らかにしていく必要があったため、名古屋市情報公開条例第 36 条に基づき、当協議会として非公開で協議を行うことを決定しました。

協議会事務局から是正指示の原因となった事件の概要、是正指示の内容、それに対する指定管理者の対応について説明を受け、質疑応答を行いました。しかし、事務局とのやりとりだけでは不十分であると委員の意見が一致したことから、当初予定されていた図書館の視察を取り止め、詳細な資料の追加提出を事務局に求めるとともに、指定管理者の本社幹部社員や緑図書館総括責任者からヒアリングを行うことにしました。

事務局から新たに提出された時系列報告書等の詳細な資料や、指定管理者からのヒアリング内容を踏まえ、指定管理者に対して徹底した対応を促したい点について、当協議会委員の意見を下記のとおりとりまとめました。

意見

緑図書館における指定管理者社員（当時）の盗撮機設置に端を発する指定管理者の不適切な業務執行については、名古屋市から指定管理者に対して「管理運営業務に従事する者の倫理の保持」「緊急時対応に関する危機管理の徹底」の２点の是正指示が行われ、指定管理者によってこれらに対する措置が取られました。

図書館利用者の安全安心を確実なものとするため、当協議会として、以下について改めて徹底した対応を求めます。

1　コンプライアンスの徹底

指定管理者は、緑図書館始め名古屋市における受託図書館全５館でのコンプライアンス研修や監査役によるコンプライアンスを含む内部監査を実施し、今後も継続していくとしています。

市民から信頼を得て円滑に図書館を運営していくには、一人ひとりの意識の向上が最も重要です。各人が法令等を遵守し職務に取り組む姿勢を徹底するために、年に数回の研修だけでなく、不祥事の防止に向けた継続的な取組みを各職場で常日頃から実践していくことを求めます。

2　危機発生時の適切な初動対応の徹底

業務仕様書によれば、指定管理者は不審者・不審物を発見した場合には、警察への通報等、適切な処置を取ることとなっています。本件において、指定管理者は、不審物発見時に、対応を誤って不審物を事務所に移動し、結果として証拠品を紛失するという失態を招いています。不審物には触らず、警察に通報し、現場の立ち入りを禁止するという、危機発生時に最も重要な初動の対応が適切に取れなかったことが、本件の最大の問題点だと考えます。

また、警察の到着を待つ間、証拠品を事務室内の机の上で保管したことについては、事件の重大性への認識が欠けていると言わざるを得ません。指定管理者は、これらの点について猛省し、業務従事者がいついかなる時も適切な初動対応が取れるよう徹底することを求めます。

3　管理体制の見直し

近年、盗撮器がインターネットで容易に購入できるようになり、また、小型薄型で高性能な機器が普及したこと等により盗撮器の設置が全国各所で続発していると聞きます。小型化し、巧妙に設置される可能性がある機器の見落としを防ぐためには、複数の目で、防犯に関する最新の知識を持って意識的に点検に取り組むことが重要です。特に、今回は内部の人間による設置であったことから、従前の運営マニュアルを抜本的に見直し、開館前に二人一組で点検を行うなど、点検を特定の人に任せずに複数人体制で行うことで盗撮器を設置しにくい環境を整えることが必要と考えます。

施設や設備のこまめな点検によって盗撮器を迅速に発見することが、被害を最小限に防ぐことにつながります。開館前の清掃時、開館中の巡回時、閉館作業時など様々な機会をとらえ、複数の目で点検を行うよう管理体制の見直しを求めます。

なお、以上については緑図書館指定管理者に対して徹底した対応を求めるものですが、他の名古屋市図書館においても、同様にコンプライアンスの徹底や危機発生時の適切な初動対応の徹底等が求められることは言うまでもありません。本意見について真摯に受け止め、名古屋市図書館を利用する全ての人が安心して読書に親しみ、学ぶことができる施設となるよう、名古屋市と全指定管理者が誠意をもって取り組むよう要望します。